

損害保険仕様書

1. 件名

財産保険の調達

2. 保険契約基本事項

＜1＞保険契約者	地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所 理事長 北森 武彦
＜2＞保険期間	始期 2026年11月22日 午前 0時 から 終期 2027年11月21日 午後12時 まで 1年間
＜3＞保険料支払方法	一時払 保険料の支払いについては、保険始期前日までに落札者が請求書上で指定する金融機関口座に支払うものとする。

3. 財産保険

＜1＞保険種類および 使用約款	下記条件を満たすものであれば可。
＜2＞被保険者	地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所ならびに物件の所有者
＜3＞保険の対象	契約者が所有する資産台帳記載の全資産 ただし、以下の資産も対象に含むものとする。 ・他人に貸与または管理を委託している物 ・当法人が占有管理している他人所有の物件 また、目的明細書記載に限り、図書、および1個または1組の価額が30万円をこえる美術品についても保険の対象に含む。 （【資料1】構内所在目的物 参照） （【資料2】溝の口支所構外所在資産一覧 参照） （【資料3】他人所有の資産 参照） （【資料4】借用施設 参照） ソフトウェアについては、使用する保険の対象となる記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類するもので、当該記録媒体と併せて損害を被った場合に保険の対象とする。
＜4＞契約方式	(1) 多構内特殊包括契約方式(プランケット方式) (2) 支払限度額方式(ファーストロス方式)
＜5＞補償範囲	(1) 損害保険金 下記事故による損害について保険金を支払う。(オールリスク条件) ①火災、落雷、破裂または爆発 ②風災、ひょう災、雪災 ③給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水によって生じた損害 ④建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊によって生じた損害(所有車両の衝突を含む。) ⑤盗難について生じた盗取、毀損または汚損損害 ⑥電氣的事故または機械的的事故 ※保険の対象はビル付帯設備およびすべての機械類・装置類とする。 ⑦水災担保 (2) 費用保険金 ①臨時費用保険金(損害保険金の10%または100万円のいずれか低い方を限度) ②残存物取り片づけ費用保険金(損害保険金の10%を限度) ③修理付帯費用保険金(保険金額の30%または5,000万円のいずれか低い方を限度) ④損害防止費用保険金(保険金額を限度) ※失火見舞費用保険金および地震火災費用保険金は対象外とする

- ＜6＞免責危険 一般的な火災保険約款に定めるものと同等とする。主なものは以下の通り。
- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意、重過失または法令違反
 - (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - (4) テロ行為
 - (5) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - (6) 腐食、浸食、キャビテーション等によってその部分に生じた事故
 - (7) 保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣による事故
 - (8) サイバー攻撃等の結果として生じた事故は補償対象外。ただし、保険の対象に火災、破裂または爆発が生じた場合は補償の対象とする。

＜7＞合計保険金額 26,875,943 （詳細は【資料1】構内所在目的物 参照）
（単位:千円）

＜8＞保険価額評価基準 再調達価額(新価)を基準とする。

＜9＞付保率 100%(実損てん補)

＜10＞支払限度額および免責金額

担保危険	支払限度額 (1事故あたり)	免責 (1構内・1事故あたり)
火災、落雷、破裂・爆発	200億円	20万円 風・ひょう・雪災の フランチャイズ免責なし
風・ひょう・雪災	10億円	
給排水設備の事故、建物の外部からの 物体の落下・衝突	10億円	
盗難	10億円	
水災	10億円	
電氣的・機械的事故	5億円	

＜11＞自動補償

- (1) 保険期間途中で物件を取得した場合、追加物件を取得した旨の通知がなされない場合であっても、追加物件の取得日から保険期間満了日までの期間は、自動補償限度額の範囲内で自動補償とする。
- (2) 自動補償限度額は累計で30億円とする。
- (3) 追加物件に関わる追加保険料を支払うことにより、自動補償限度額を復元することができるものとする。

＜12＞その他条件 求償権の不行使
当研究所の役職員、パートタイマー、アルバイト、派遣社員等、当研究所の業務または研究に従事する者(臨時雇も含む)、共同研究者、および施設利用者に対する求償権は不行使とする。ただし故意・重過失の場合は除く。

4. その他

- ＜1＞本仕様書記載の条件における補償範囲を劣化させる条項は一切適用しないものとする。
- ＜2＞保険仲立人扱いとする。
- ＜3＞本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、当研究所の指示に従うものとする。
- ＜4＞保険証券に「仕様書のとおり」と記載すること。
- ＜5＞その他、必要に応じて「【資料5】主たる事業所のリスクチェック項目」を参照のこと。

以上